

令和7年2月17日

第4回第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議

資料1

第三次多摩市特別支援教育推進計画(素案)

※用語解説に記載されている単語については、初出の場合に限りページ数を記載しています。

はじめに

はじめに

多摩市教育委員会では、多様な個性をもつ児童・生徒等一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた個別最適な支援と共生社会の実現を目指した自立と社会参加を促進するために、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

今回の計画では、これまで一次・二次と取り組んできた特別支援教育推進の取り組みをさらに発展させること、また共生社会の実現、共に学び共に生活することを追求していくために、これまでの理念を踏襲しつつ、取り組みの施策を特別支援教育の包み込むモデルの視点で考えていくこととしました。特に、合理的配慮につきましては、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」にも定められており、教育における合理的配慮について追及していくことが、ひいては共生社会の実現にもつながり、そのことを子どもたち自身が考え感じていくことの重要性を見出せたように感じます。

本計画の策定にあたって、子どもの意見を聞くという視点から、多摩市で特別支援教育を利用したことのある当事者であった卒業生（現高校生や専門学校生）によるグループミーティングも実施し、その時代に自分が感じていた気持ちや、周囲の理解についてなどの率直な意見も聞くことができました。

最初の特別支援教育推進計画から、10年が経過し、特別支援教育を取り巻く環境も、特別支援教育へのニーズも刻々と変化していますが、時々の時代の変化に合わせてつつ、教育的なニーズを把握しながら、多様で柔軟な仕組みを提供し続けていきたいと考えています。

最後になりましたが、当初の計画から引き続き、明星大学心理学部心理学科教授 小貫悟先生には今回も副委員長として、最新の教育テーマの情報提供や計画策定自体の牽引にご尽力いただきました。また策定委員の皆様には、東京都の最新情報の提供や、現場からの声、保護者の思いなど、様々な視点からの貴重なご意見を頂戴できました。ほかにもアンケートにご協力くださった保護者の方々、多摩桜の丘学園 PTA の皆様、特別支援教育を経験した高校生の皆様、策定過程において貴重なご意見を賜りました皆様に深く感謝申し上げます。

多摩市教育委員会教育長 千葉 正法

はじめに

目次

第三次多摩市特別支援教育推進計画（案）

第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画策定に至るまでの経過

第2章 第二次特別支援教育推進計画の成果と課題

- 1 成果
- 2 課題

第3章 多摩市の特別支援教育の実態把握から見える現状と課題

- 1 多摩市の特別支援教育についてのアンケート
- 2 高校生グループディスカッション
- 3 現状と課題

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

- 1 計画の理念
- 2 7つの施策
- 3 具体的な取り組み

第5章 特別支援学校のセンター的機能との連携

- 1 医療的ケアを必要とする子どもへの対応
- 2 副籍制度

資料編

- 1 第二次多摩市特別支援教育推進計画の取り組みと評価（詳細）
- 2 特別支援教育に関する多摩市の状況など
- 3 その他参考

用語解説

第三次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会関係

おわりに



多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

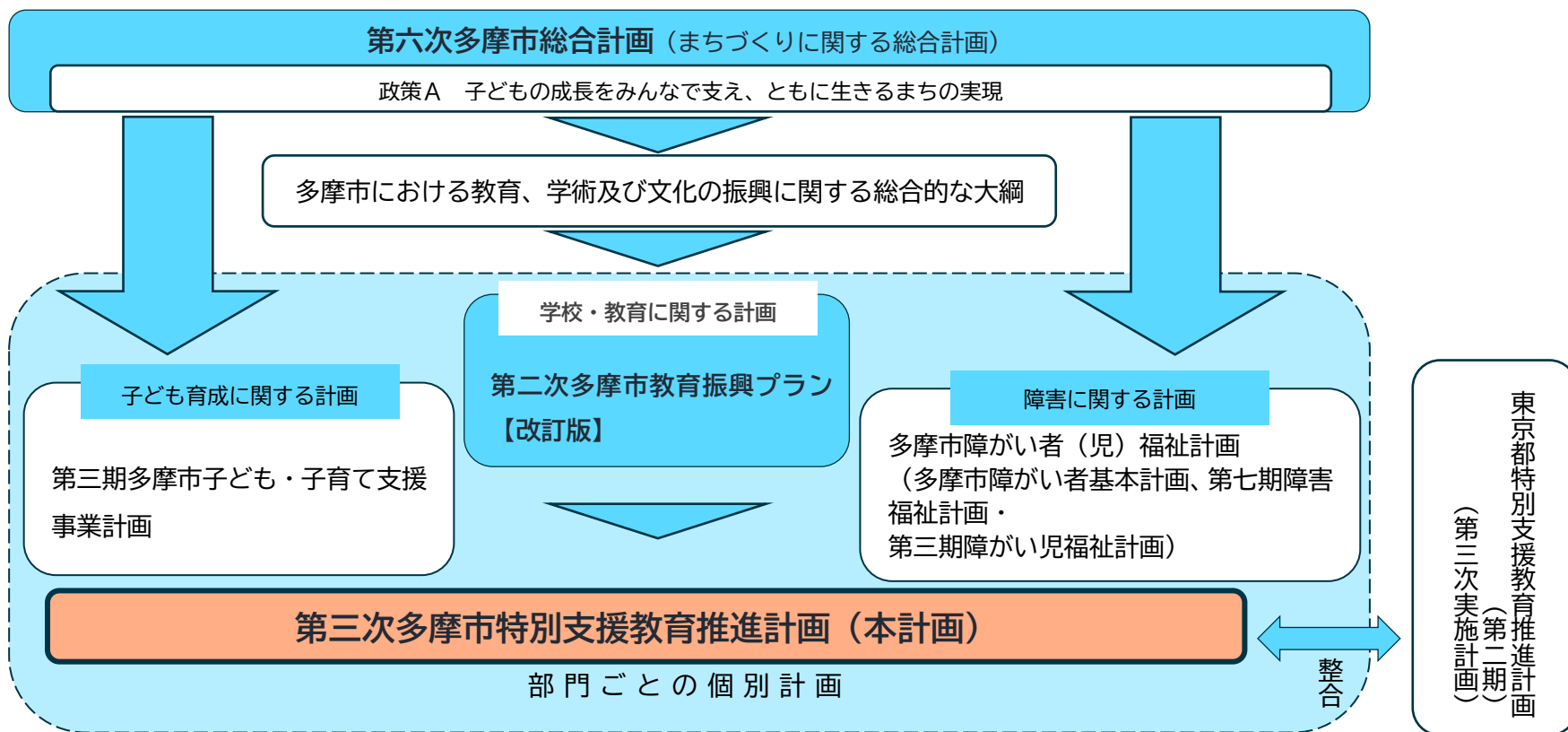
第1節 計画の目的

特別支援教育は、通常の学級に在籍する子どもを含め、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、すべての学校で実施するものです。多摩市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会（用語解説：P●●）」の実現を目指します。さらには、私たちが目指す共生社会の実現に向けて、特別支援教育は、すべての子どもを包み込む考え方であるという理念のもと、すべての学校における特別支援教育の充実を図っていきます。そのため、これまでに第一次多摩市特別支援教育推進計画（平成28年度～令和2年度）、第二次多摩市特別支援教育推進計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、進めるべき具体的施策を掲げ、特別支援教育に関するPDCAサイクルに取り組んでいます。このたび、第二次計画までの成果と課題、実態把握、最新の国や都の動向を踏まえ、多摩市の特別支援教育のさらなる充実に向けて、第三次多摩市特別支援教育推進計画を策定します。

第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

第2節 計画の位置付け

本計画は、「第六次多摩市総合計画」で定められた政策のうち、学校・教育に関する計画「第二次多摩市教育振興プラン」に掲げる特別支援教育の推進に関する部分を具体化し、その方向性を示す部門ごとの個別計画です。なお、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」との整合を図っています。



第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

計画期間は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とし、実行性ある計画とするため、推進委員会を組織し、計画の進捗状況の把握、内容の検証・見直しを行います。

第3節 計画策定に至るまでの経過



(1) 国の動向(詳細はP●●●参照)

平成19年4月の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました（いわゆる特別支援教育元年）。この法律改正により、特別支援教育の対象が、通常の学級に在籍する発達障害を含めた障がいのある児童・生徒に拡大され、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育を推進することになりました。

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進する事を目的として、「障害者の人権及び尊厳を保護・推進するための包括的・総合的な国際条約（以下、障害者権利条約）」が平成18年に国連総会で採択され、日本は平成19年に署名しました。この条約では、障害に基づく差別の禁止のほか、「インクルーシブ教育システム(用語解説：P●●●)」「合理的配慮(用語解説：P●●●)」の理念が提唱されています。

また障害者権利条約に関する国内法整備の一つとして、平成28年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、全ての学校において、「合理的配慮」の提供が義務付けられました。

平成29年には、小学校で令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施となる学習指導要領(用語解説：P●●●)の告示が行われました。この新しい学習指導要領では、総則及び各教科において、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や学習活動を行う際の困難さを把握して、個別指導計画に基づいて適切な指導と必要な支援を推進していく

第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

ことが以下のように示されました。

【総則】 障害のある児童（生徒）については、・・・(中略)・・・個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

【各教科】 障害のある児童（生徒）については、学習活動を行う場合に生じる困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行うこと。

(2) 都の動向(詳細はP●●参照)

東京都は、平成28年に東京都発達障害教育推進計画を策定しました。この計画は、「発達障害(用語解説：P●●)の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと」、「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡大すること」の2点を理念としています。小・中学校における取り組みとして、特別支援教室(用語解説：P●●)の設置促進や、教員の専門性向上に係る施策が示されました。

また、平成29年に東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定しました。「共生社会の実現に向けて、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間の育成」に向けた計画となっています。このうち、「小学校、中学校及び都立学校における特別支援教育」については、以下の取り組みを具体的に進めていくべきであると示されています。

第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

- 1 小・中学校の知的障害特別支援学級(用語解説：P●●)から、特別支援学校(用語解説：P●●)高等部までの一貫した教育課程(用語解説：P●●)編成やカリキュラム作り
- 2 都立学校等における学校及び生徒の実態等に応じ、社会性の向上を目的とした教科・科目の研究・開発
- 3 通常の学級における、ユニバーサルデザイン(用語解説：P●●)の考え方に基づく、分かりやすい授業、過ごしやすい教室、活動しやすい学級風土づくり

(3) 多摩市の動向

多摩市は、国や都のインクルーシブ教育システムの構築に対する考え方を踏まえ、平成27年に「多摩市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んできました。平成28年度には特別支援教育全体研修を開始し、平成29年度には市内の全市立小学校に特別支援教室を設置、さらに平成29年4月に多摩第二小学校、平成31年4月に南鶴牧小学校にそれぞれ自閉症・情緒障害学級(用語解説：P●●)を設置し、指導の充実や環境整備を進めてきました。

さらに、多摩市教育委員会では下記のとおり特別支援学級(用語解説：P●●)、特別支援教室について教育課程編成の基本方針を定めています。

①特別支援学級教育課程編成の基本方針

- ・多摩市立小・中学校に設置された特別支援学級・特別支援教室であることを十分に踏まえ、多摩市の資源を活用

第1章 多摩市特別支援教育推進計画の策定にあたって

した教育課程の編成をする。

- ・ 障害による学習上または生活上の困難を克服するための自立活動の指導を確実に実施する教育課程を編成する。
- ・ 個別指導計画および学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の障害の程度や学級の実態に応じた教育課程を編成する。

②知的障害学級

- ・ 将来の自立と社会参加に向け、各教科の指導時数を確保し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。
- ・ 各教科等を合わせた指導を適切に実施し、日常生活や社会生活に活用できる資質・能力を育む。

③自閉症・情緒障害学級

- ・ 義務教育終了後の進学及び社会的自立に向けた指導を重視し、職業生活に必要な知識・技能の習得と人間性の育成を図る。
- ・ 自立活動(用語解説：P●●)の充実を図り、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、日常生活や社会生活に活用できる資質・能力を育む。

④通級指導学級（小・中学校）・特別支援教室（小学校）

- ・ 一人ひとりの児童・生徒の在籍学級における困難を克服・改善し、日常生活における適応力を育む。
- ・ コミュニケーション能力の向上や言語の受容と表出などの改善を図り、日常生活における適応力を育む。

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

第1節 成果

作成中

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

第2節 課題

作成中

第2章 第二次多摩市特別支援教育推進計画の成果と課題

コラム（学校での取り組み例などを予定）

作成中

第1節 多摩市の特別支援教育についてのアンケート

多摩市の特別支援教育についてのアンケートを取りました。

目的

○次期特別支援教育推進計画に盛り込んでいく重要なポイントである「インクルーシブ教育」、「合理的配慮」などについて、市の実態をとらえ、計画に盛り込む際の根拠・背景としていく。

○多摩市の特別支援教育を受けている保護者が、特別支援教育に関する上のポイントについてどの程度理解があるのかを確認する。あわせて学校や教員の理解や取り組みも確認し、保護者との間に差があるのかを分析によって明らかにしていく。

対象

市の特別支援教育を受けている児童・生徒の保護者

- ①特別支援教室利用児童・生徒
- ②特別支援学級在籍児童・生徒
- ③特別支援学校在籍で副籍制度を利用している児童・生徒

方法

選択式及び自由記述式による質問紙アンケート調査。ただし、同内容をロゴフォームでも回答できるように二次元コードを添付。回収は、ロゴフォーム、郵送、学校または教育センターに持参。

修正中

第3章 多摩市の特別支援教育の実態把握から見える現状と課題

調査期間

配付の日から7月16日（火曜）まで

アンケートからわかったこと

修正中

特別支援教育を経験した高校生グループディスカッションの開催の様子

令和6年8月7日(水)

★どんな特別支援教育を受けていましたか？

- ・グループ活動の他に個別活動がありました
- ・どう行動すべきかといった道徳的なことをやりました
- ・ボードゲームや将棋・バランスボールは楽しかった
- ・低学年の時は、字を書く練習などしました

★特別支援を受けていた時の気持ちはどうだった？

- ・自分にとっては必要なことと思っていた
- ・親に言われ通い始めたので、疑問に思うことはなかった
- ・通ってない子に体験してほしい



★高校生の今の自分にどんな風に役立っていますか？

- ・自分の意見を尊重してくれて、将来の夢や目標ができた
- ・特別支援がなかったら、社会で浮いた存在になっていたと思う
- ・先生たちが自分のためにやってくれていたんだと後で気付いた
- ・上手くいかないときに気持ちの切り替えができるようになった

修正中

第3節 現状と課題

● 「合理的配慮」や特別支援への理解・認知について

・小学校は、通常級、特別支援学級、特別支援教室のいずれでも、合理的配慮について「言葉だけ聞いたことがある」「よく知らない」は60%であり、合理的配慮の理解が進んでいるとはいえない実態であった。

・また高校生ミーティングでは、「特別支援教室のことを友達が理解して欲しい気持ちがあった」と語られ、学校内の理解を進める仕組みづくりの必要がある。

● 「合理的配慮」を申し出について

・小学校では、申し出でてたことがない人は、56%であり、半数以上が申し出をしていなかった。最も申し出をしていなかったのは特別支援学級の60%であった。

・中学校では申し出たことがない人は40%で、小学校よりも中学校の方が申し出たことが無い人が高かった。中学校で「申し出たことがある」のが多かったのは、特別支援学級の59%であった。

● 申し出た合理的配慮の内容について

・小学校で多いものは、「イヤーマフをつける」「宿題を減らす」「座席の配慮」「黒板の量を減らす」等学校生活の本人への教育的配慮が多かった。保護者が学校生活へ「お願いした」「依頼した」「配慮を求めた」また、「書面で渡した」という記載が多く、学校と対話をした結果、合理的配慮が行われた記載は少なかった。

・中学生で多いものは「学校行事の参加の仕方」「苦手な科目の参加の仕方」「数学の時の計算機の利用」等があり、小学校よりも本人の特性を補完するものへの配慮の内容が多かった。

・「1人の担任では配慮を取り入れるのは難しいと言われた。できることはあると感じたが、こちらから言い出せなかった。子どもに向き合えてもらえず悲しかった」もあり、担任には言い出せない保護者の葛藤も記載されていた。

・一方、「毎日、日直をやりたがり授業を遮断してしまっていたが、クラス全員に役割が与えられ、日直にこだわらなくなった」とクラス全体の配慮をした事例もあった。

・こうした点から、「合理的配慮」を申し出たという中身として、合理的配慮ではなく、教育的配慮の記載も多く合理的配慮の認知に差異が

第3章 多摩市の特別支援教育の実態把握から見える現状と課題

あることが予測された。また保護者の学校への提案の方法のわからなさ、どう話してよいかの葛藤があると考えられた。

・「入学当初定期テストでルビ振りを希望する生徒が何人かいましたが、都立入試でその対応がないため、それに準じて中学でも対応できない」と回答があった。「入試で合理的配慮ができるようになったが情報を先生が知らなかった」との記載があり、中学校では受験での合理的配慮に応じて進んできていることが考えられた。

●「申し出たことについて学校とどのような場でやり取りが行われたか」について

・小学生では、通常級、特別支援学級、特別支援教室のどこでも、最も多いのは「担任との面談」で40%を占めていた。「管理職を交えた面談」は、普通級は7%、特別支援学級は7%で特別支援教室は8%であり、組織的に合理的配慮が行われているとは言えない。

・中学生では、「管理職を交えた面談」が通常級15%、特別支援学級13%、特別支援教室21%であった。小学校よりも中学校が「管理職を交えた面談」が進んでいた。

・合理的配慮の場は小中学校で4割が「担任との面談」であり、進学した時に、合理的配慮が引き継がれないことが予測され、学校内の組織的な合理的配慮の仕組づくりが必要であることが示唆された。

●特別支援教育の実態把握から見える現状と課題について

特別支援教育の実態を把握するために合理的配慮を「本人が学校生活を送る上で課題と感じていることについて、本人・保護者が申し出、学校とできないことの対話を重ね一緒に解決策を導きだすこと」とし特別支援を受けている公立小中学校において把握した結果、合理的配慮の理解は4割であり、さらに申し出たことがあると認識している保護者は56%で、理解や申し出が進んでいるとは言えない現状であった。内容については、本人の特性に応じた教育的配慮の内容が多く記載があり対話により課題を検討されていると認識しているとは言えない実態があった。合理的配慮を申し出る保護者は中学校の方が高く年齢があがると申し出が高くなる傾向が示された。本人への理解が深まることにより合理的配慮への申し出が高くなると考えられた。

本人が生活の上で課題と感じている課題を周りの大人と一緒に考えることは将来社会生活を送る上で重要な経験であり、合理的配慮の理解と特別支援教育を進めるうえで重要な課題であることが考えられた。

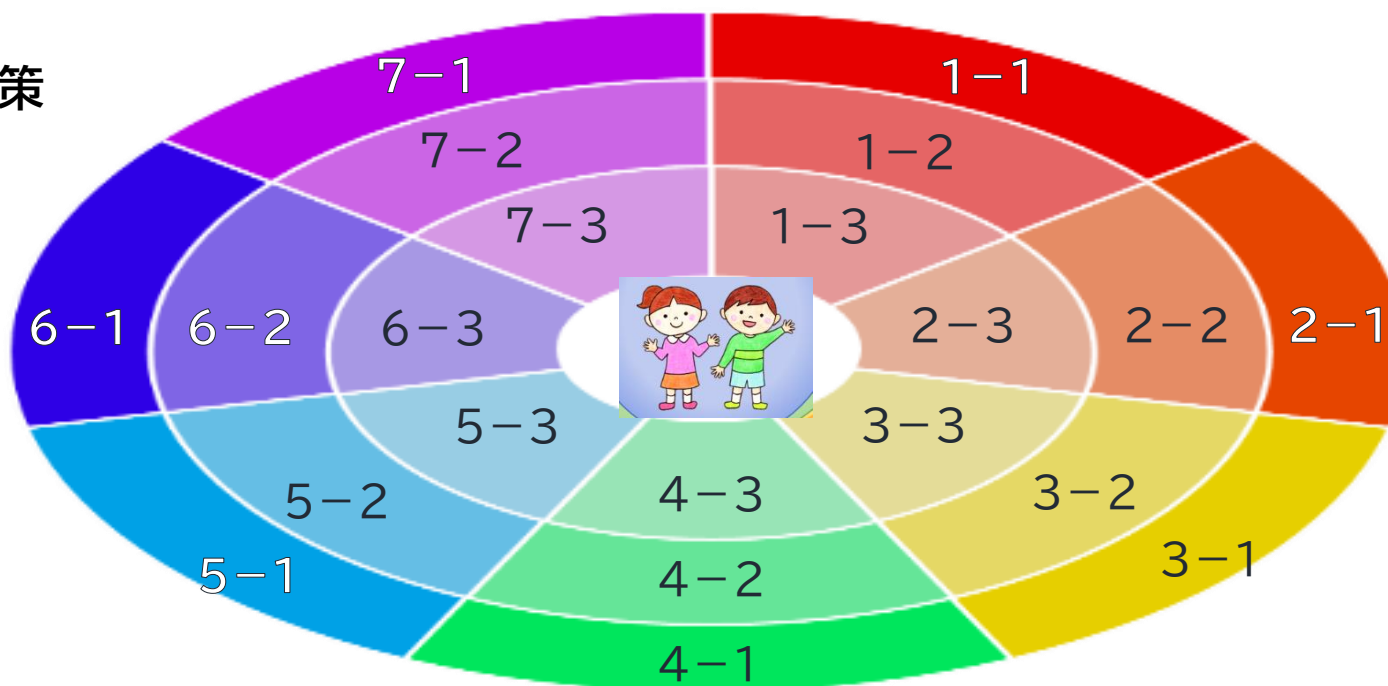


第1節 計画の体系図

基本理念

子どもたちを包み込み、その先の未来へ

施策



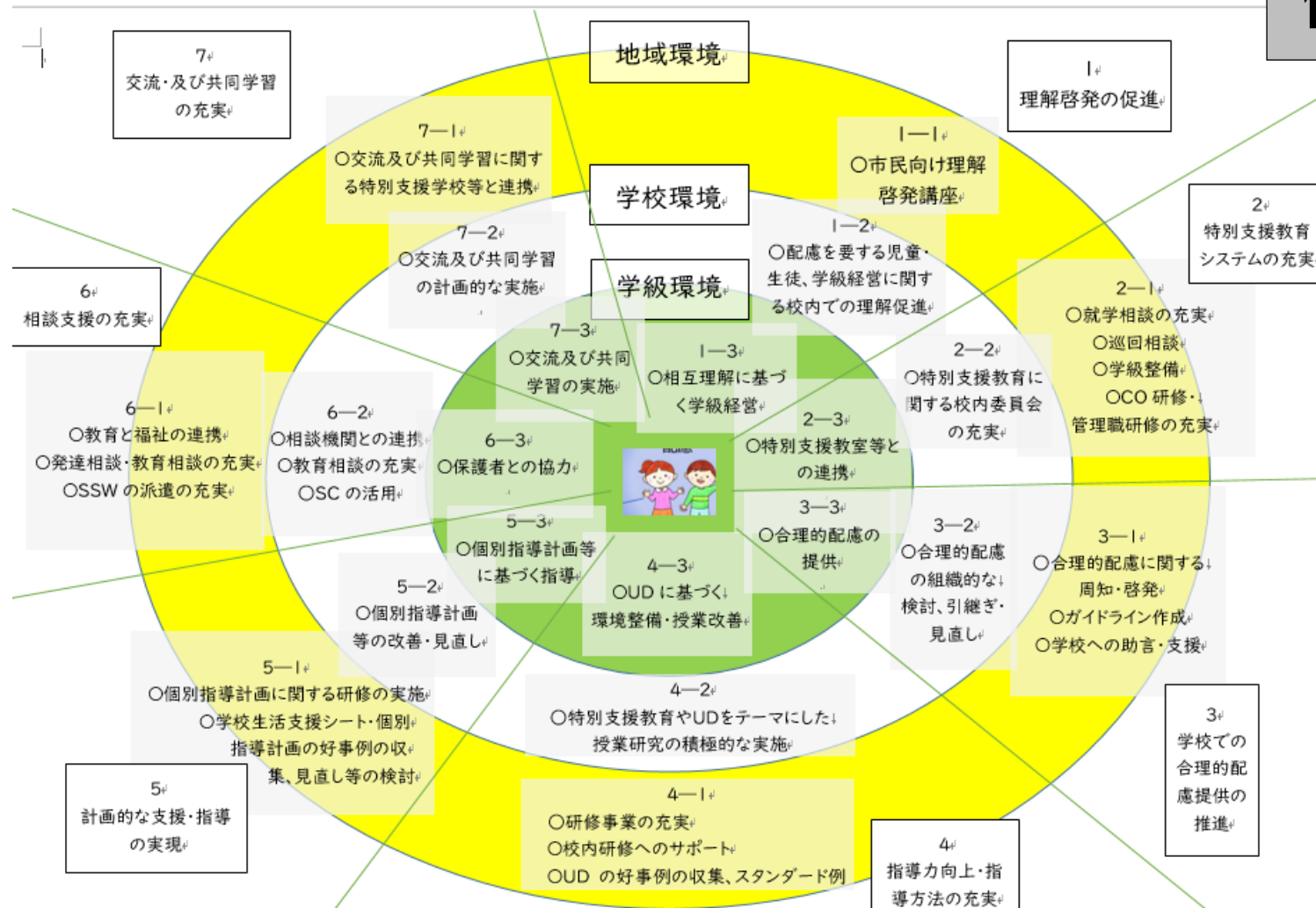
第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

多摩市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や学校などで共に支え合って暮らす共生社会の実現を目指します。一人ひとりの子どもの能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な学びの場を用意し、児童・生徒に社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくための力を培います。

作成中

第2節 7つの施策

修正中



第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

本市の特別支援教育を更に推進するためには、地域全体で連携し、障害の有無に関わらず、相互に理解を深めることが大切です。また、児童・生徒が進級・進学後も切れ目なく支援を受け、充実した学校生活を送れるよう、必要な支援や配慮を確実に行うことが必要です。これらは、児童・生徒と保護者、支援の手だて、学びの場をつなぎ、児童・生徒を包み込む、「包み込むモデル」の考えにつながります。本計画では、この「包み込むモデル」の考えを実現するため、7つの施策を設定しました。7つの施策の中には、更に具体的な取り組み項目が記載され、これらを5年間かけて計画的に実施することで、多摩市の特別支援教育の推進を図ります。

例えば、第1施策「理解啓発の促進」では、特別支援教育等に関する市民向けの理解啓発講座を実施するなどし、児童・生徒・保護者を含めた市民全体が、相互に理解を深めて互いに尊重し合うことができるよう取り組みます。

第2施策「特別支援教育システムの充実」では、就学相談や巡回相談等の充実を図ることで、システムの充実を進めていきます。

第3施策「学校での合理的配慮提供の推進」では、学校の管理職のリーダーシップの下で、児童・生徒が必要な配慮を受けて充実した学校生活を送れるよう取り組みます。

第4施策「教員の指導力向上・指導方法の充実」では、ユニバーサルデザインを取り入れた学級環境や授業改善等を通して、どの児童・生徒も安心して楽しく学べるよう取り組みます。

第5施策「計画的な支援・指導の実現」では、児童・生徒の支援・指導の基盤となる学校生活支援シート及び個別指導計画を、より効果的に活用できるよう検討を進めます。

第6施策「相談支援の充実」相談機関の周知や福祉との連携等を図りながら、誰もが安心して相談できるよう取り組みます。

第7施策「交流・及び共同学習の充実」では、障害の有無に関わらず、児童・生徒が共に学び合い成長できるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら交流及び共同学習の充実に取り組みます。

コラム

作成中

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第3節 具体的な取り組み

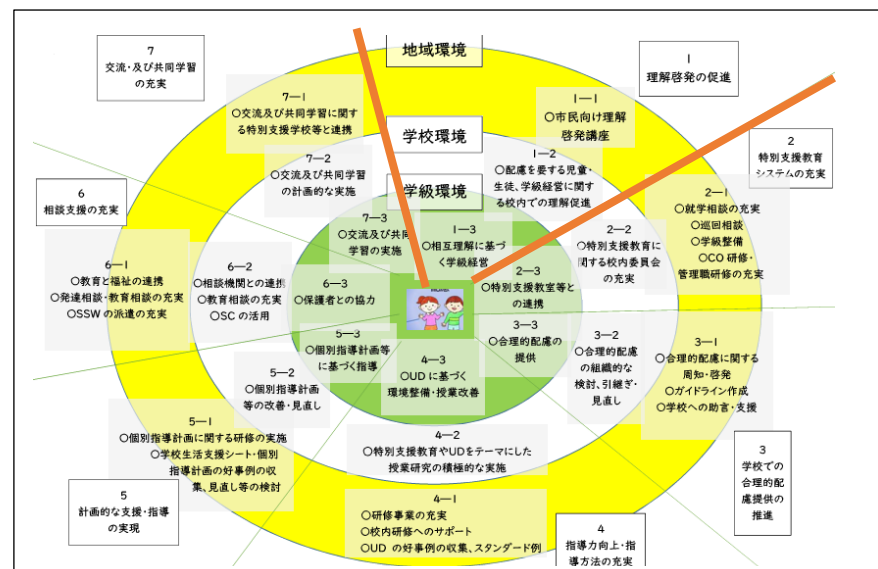
次ページ以降の表の見方を説明。

作成中

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第1施策「理解啓発の促進」

これまで本市では、障害福祉課発達支援室が主催する「多摩市発達障害理解啓発講座」において、ことばの発達に関することや、支援を要する学齢期の児童に関することなどをテーマに、配慮を要する幼児・児童・生徒等への理解啓発等を行ってきました。本計画においても、市民のご意見を参考にしながら、障害の有無に関わらず誰もが共に生きていく社会を実現するため、同様の講座を継続していきます。また、講座内容等を市内小・中学校とも共有し、学校現場へも講座実施の成果・効果が波及するよう努めます。



第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

| 施策 | 実施主体 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|--------------|------|---|-------|--------|--------|--------|
| I 理解啓発の促進 | 市 | I-1 配慮を要する児童・生徒への支援や関り方等に関する市民向け理解啓発講座の開催（教育センター、子ども青少年部、健康福祉部） | | | | |
| | 学校 | I-2 職員会議や校内研修等を活用し、配慮を要する児童・生徒や学級経営に関する校内での研修や理解啓発・理解促進を行う（学校） | | | | |
| | | I-3 相互理解に基づく学級経営に努める（学級） | | | | |
| | | | | | | |

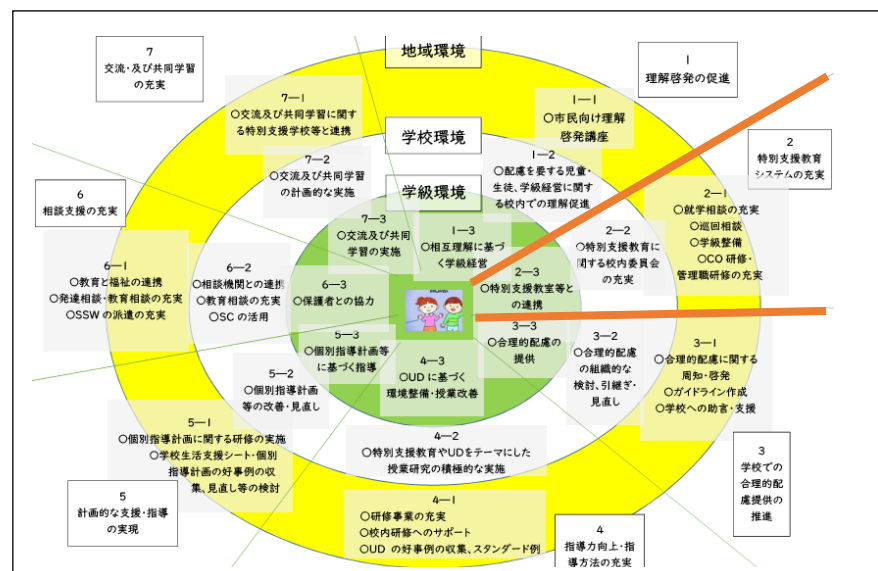
第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第2施策「特別支援教育システムの充実」

本市では、これまでも特別支援教育マネジメントチームが中心となり就学相談を進めてきました。近年、特別支援教育の理解・周知が進む中、特別な支援・指導を希望する児童・生徒や保護者が増加しています。そうした中、本計画では、スムーズに相談を進め、学校での特別な支援・指導を開始できるよう、時代のニーズに応じながら、更なるシステムの充実に努めていきます。

また、相談の流れ等のシステムを市内小・中学校へも十分周知し、学校における校内委員会での特別支援教育に関する検討等に生かすことができるようにします。

さらに、特別支援学級の整備については、令和8年度に多摩市立聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されます。今後も、市内のニーズの変化や児童・生徒数の推移を把握しながら検討していきます。



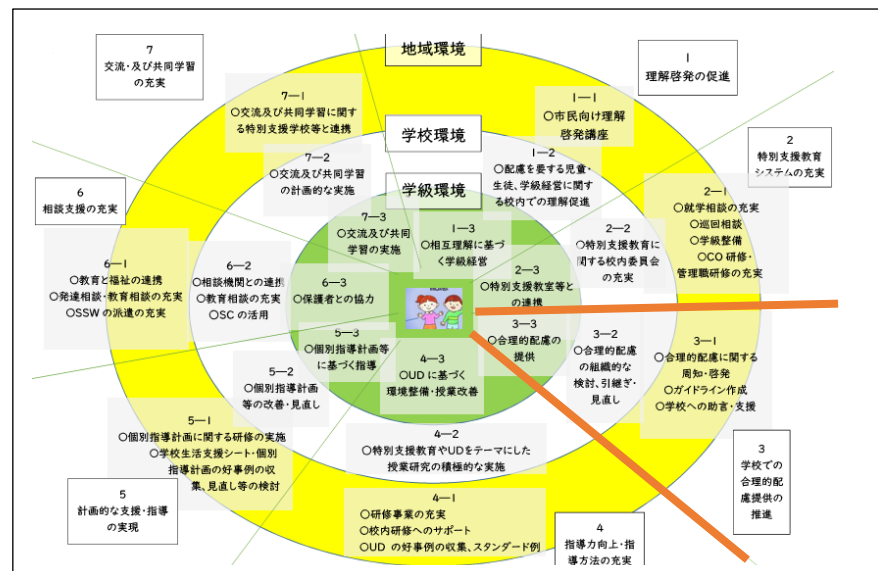
第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

| 施策 | 実施主体 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|----------------------------|------|--|-------|--------|--------|--------|
| 2 特別支援教育 システムの充 実 | 市 | 2-1 就学相談システムの充実(教育センター) | | | | |
| | | 2-1 巡回相談の周知・充実(教育センター) | | | | |
| | | 2-1 特別支援学級の整備について、今後のニーズの変化を見ながら検討(学校支援課) | | | | |
| | | 2-1 特別支援教育コーディネーター研修や特別支援教育管理職研修の充実(教育センター、教育指導課) | | | | |
| | 学校 | 2-2 特別支援教室利用についての支援レベルの検討や転学等の、特別支援教育に関する校内委員会の充実(学校) | | | | |
| | | 2-3 支援・指導内容の共有等、通級指導学級・特別支援教室・特別支援学級と通常の学級の担当教員や学級担任が連携を密にする(学級) | | | | |
| | | | | | | |

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第3施策「学校における合理的配慮提供の推進」

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）において合理的配慮の提供が求められるようになりました。しかし、合理的配慮の提供を求める側も提供する側も、提供までのプロセスやその根拠の理解が十分ではない現状があります。学校においても、同様の現状があると考え、本計画では、学校における合理的配慮提供のプロセスや根拠等を周知・啓発したり、ガイドライン等作成したりして、市内の児童・生徒誰もが充実した学校生活を送れるよう取り組んでいきます。



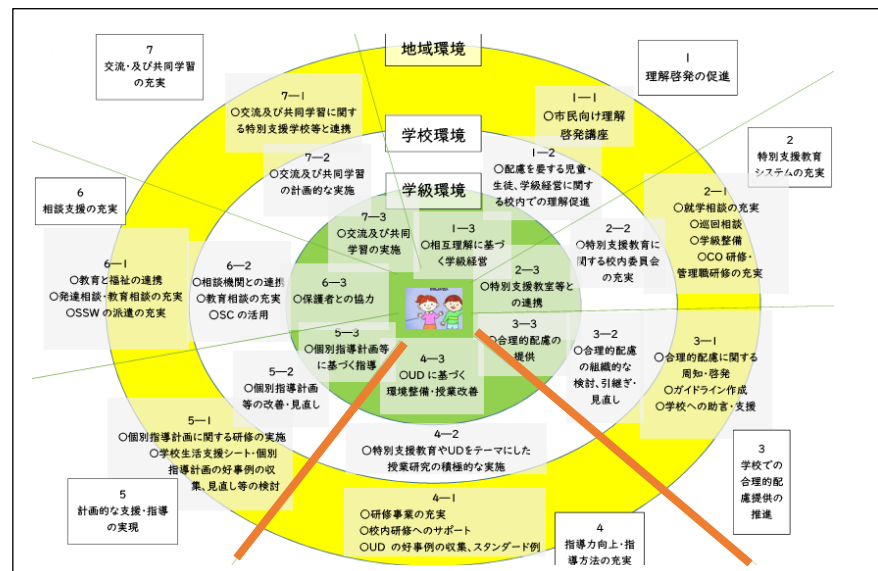
第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

| 施策 | 実施主体 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-------------------------------|------|---|-------|--------|--|--------|
| 3 学校における 合理的配慮提 供の推進 | 市 | 3-1学校における合理的配慮に関するプロセスや根拠等の周知・啓発(教育センター) | | | 3-1学校における合理的配慮提供のガイドライン作成・提示(教育センター、健康福祉部) | |
| | 学校 | 3-2校内委員会を中心とした合理的配慮の組織的な検討・引継ぎ・見直し(学校) | | | | |
| | | 3-3特別支援教室等や教科担任等と学級担任が連携を図りながら、合理的配慮の提供(学級) | | | | |
| | | | | | | |

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第4施策「指導力の向上・指導方法の充実」

本市では、これまでも教員の指導力の向上や指導方法の充実のため、東京都立特別支援学校のセンター的機能等を活用した授業相談や、特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級への講師招へい支援を行い、教員が特別支援教育やユニバーサルデザイン等に関する専門的な助言を受けられるようにしてきました。本計画でもこれらの支援を継続・充実させることで、全ての小・中学校、教員にその効果を波及させ、全ての教員の特別支援教育等に関する指導力の向上を図ったり、指導方法の充実を図ったりし、児童・生徒誰もが安心して学習に取り組めるようにしていきます。



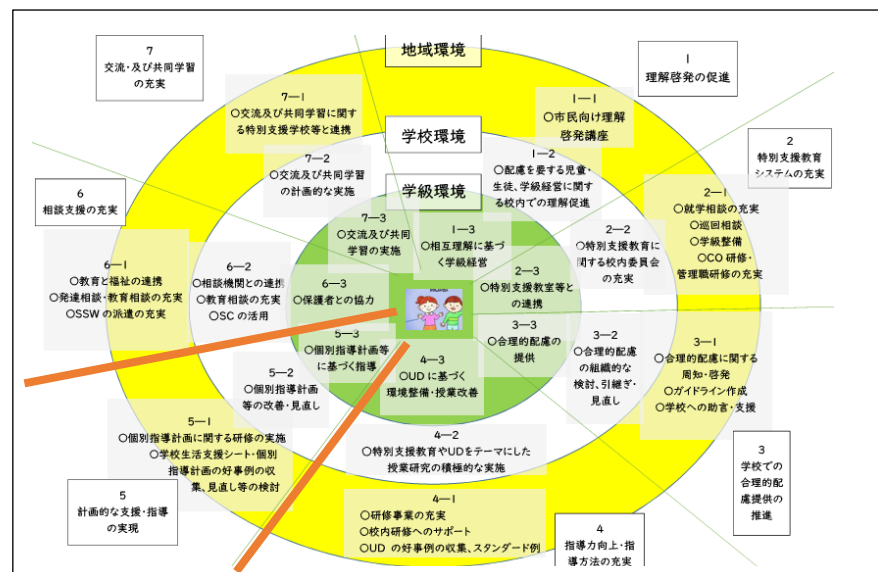
第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

| 施策 | 実施主体 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | |
|---------------------|------|---|---------------------------------------|--------|---|--------|--|
| 4 指導力の向上・指導方法の充実 | 市 | | 4-1学校におけるユニバーサルデザインの好事例の収集・提供(教育センター) | | 4-1学校におけるユニバーサルデザインのスタンダード例の作成・提示(教育センター) | | |
| | | 4-1特別支援学校のセンター的機能等を活用した授業相談の充実(教育センター) | | | | | |
| | | 4-1特別支援学級等の講師招へい支援(教育センター) | | | | | |
| | | 4-1 専門性向上に関する研修の実施(教育センター、教育指導課) | | | | | |
| | | 4-1特別支援教育やユニバーサルデザインに関する校内研修等への助言等のサポート(教育センター) | | | | | |
| | 学校 | 4-2特別支援教育やユニバーサルデザインをテーマにした校内研修や授業研究の積極的な実施(学校) | | | | | |
| | | 4-2授業相談、特別支援学級等への講師派遣の活用(学校) | | | | | |
| | | 4-3ユニバーサルデザインに基づく環境整備・授業改善の実施(学級) | | | | | |
| | | | | | | | |

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第5施策「計画的な支援・指導の実現」

本市では、特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童・生徒の学校生活支援シートと個別指導計画の作成率は100%に達しています。本計画では、この達成率を維持しながら、学校生活支援シートや個別指導計画に児童・生徒本人の思いや願いが反映されること、不断の検討・見直しを行い、進級・進学時に確実に引き継がれること等、学校生活支援シートや個別指導計画が日々の支援・指導により一層生かされることを目指します。



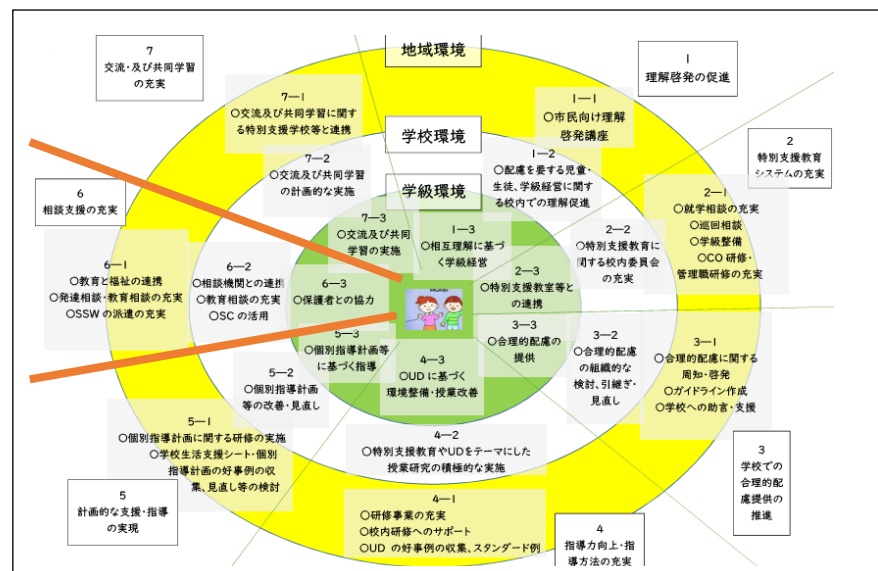
第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

| 施策 | 実施主体 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-------------------|------|---|-------|--------|--|--------|
| 5 計画的な支援・指導の実現 | 市 | 5-1学校生活支援シート・個別指導計画の好事例の収集(教育センター) | | | 5-1学校生活支援シート・個別指導計画の見直しの要否等の検討(教育センター) | |
| | | 5-1個別指導計画作成等に関する研修の実施(教育センター) | | | | |
| | 学校 | 5-2児童・生徒や保護者の思いや願いを反映させた、学校生活支援シート・個別指導計画の不断の改善・見直し(学校) | | | | |
| | | 5-2授業相談、特別支援学級等への講師派遣の活用(学校) | | | | |
| | | 5-3学校生活支援シート・個別指導計画に基づく支援・指導の実施(学級) | | | | |
| | | | | | | |

第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

第6施策「相談支援の充実」

本市では、「発達・教育初回相談窓口」の設置をはじめ、教育と福祉の連携を進めてきました。これは、相談者が「どこに相談すればよいか」と悩むことを減らし、相談があった際にはスムーズに必要な相談機関につなげられるようにするためです。今後も、この教育と福祉の連携を推進するとともに、児童・生徒や保護者等への相談支援を充実させることで、安心して相談をし、児童・生徒が伸びの伸びと学校生活を送れるよう努めます。

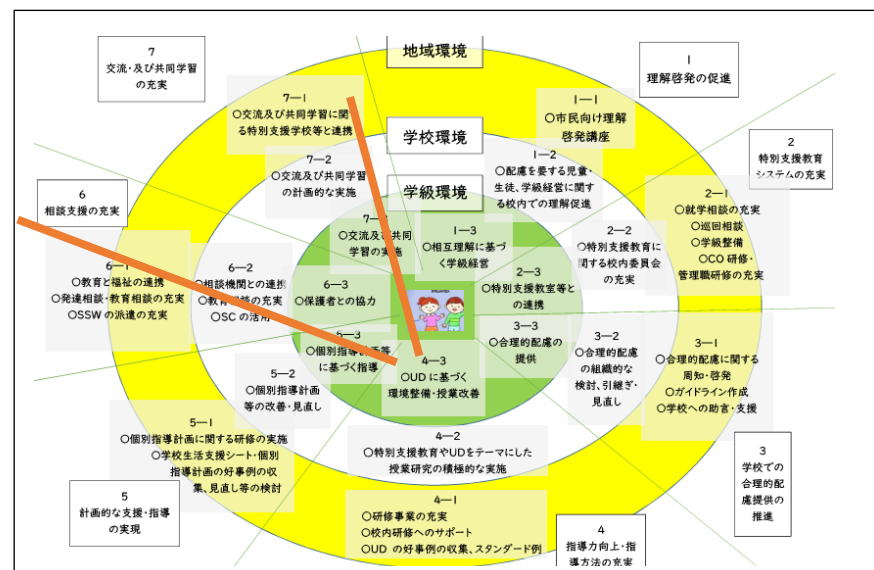


第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

| 施策 | 実施主体 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|--------------|------|--|-------|--------|--------|--------|
| 6 相談支援の充実 | 市 | 6-1教育と福祉の連携(教育部、子ども青少年部、健康福祉部) | | | | |
| | | 6-1発達相談・教育相談の充実(教育センター、健康福祉部) | | | | |
| | | 6-1「発達・教育初回相談窓口」の充実・パンフレット等による周知(教育センター、健康福祉部) | | | | |
| | | 6-1スクールソーシャルワーカー派遣の充実(教育センター) | | | | |
| | | 6-1就学支援シートの配布、活用の促進(教育センター) | | | | |
| | 学校 | 6-2相談機関等との連携を図りながら、校内での教育相談の充実を進める(学校) | | | | |
| | | 6-2スクールカウンセラーの活用(学校) | | | | |
| | | 6-3保護者と協力しながら、関係機関との連携を進める(学級) | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第7施策「交流及び共同学習の充実」

交流及び共同学習は、障害の有無に関わらず、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ有意義な機会であり、共生社会の実現のためには無くてはならない取組です。これまでも各学校の実情に合わせて取り組んできましたが、時間・場所・内容等の調整、事前準備など、継続した実施には組織的な取組やノウハウの蓄積が必要です。そこで、東京都立特別支援学校のセンター的機能等を活用し、好事例の収集・提供・活用等を行うことで、校長のリーダーシップの下で行われる交流及び共同学習の取組がより充実するよう努めます。



第4章 第三次多摩市特別支援教育推進計画

| 施策 | 実施主体 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------------|-------------|--|-------|--------|--------|--------|
| 7 交流・及び共同 学習の充実 | 市 学校 | 7-1東京都立特別支援学校等と連携した、交流・及び共同学習の好事例の収集・提供、助言(教育センター) | | | | |
| | | 7-2交流及び共同学習の計画的な実施(学校) | | | | |
| | | 7-3交流及び共同学習の実施(学級) | | | | |

修正中

第1節 医療的ケアを必要とする子どもへの対応

(1) 医療的ケアの実施体制の整備

①医療的ケアに係るガイドライン等の策定（学校支援課、学校養護教諭）

②医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全で安心した学校生活を送るための体制整備を進めます。（学校支援課）

③将来の自立と社会参加を支援するため、学校生活のみならず、地域生活における活動及び卒業後の生活の充実に向けて、医療的ケアの内容の変化や実績を学校生活支援シート等に反映させるなど、関係部署との連携の充実を図ります。（学校支援課、教育センター）

(2) 関係機関等との連携

①就学後、必要な医療的ケアが円滑に実施されるよう、特別支援学校のセンター的機能との連携を図ります。（学校支援課、教育センター）

第2節 副籍制度

(1) 副籍制度による交流活動の推進

①保護者、学校、放課後等デイサービス事業者等が連携し、就学前から卒業後まで切れ目ない支援が受けられるよう子どもの状況に応じた丁寧な情報共有に取り組みます。

②学童クラブ等子どもが放課後に過ごす活動拠点を所管する関係部署との連携を進めていきます。

③特別支援学校に在籍している市内在住の児童・生徒の副籍制度による市立小・中学校での交流活動を推進し、直接交流・間接交流を問わず、多様な児童・生徒ができるだけ同じ場で学ぶことや、相互の情報を共有できるように取り組みます。

(2) 「ふれあい」を大切にした交流活動の創意工夫

①子供一人一人の「心が育つ」交流

交流を通じて、相互に助け合う気持や思いやりの心が育つよう、創意工夫した交流活動を進めていきます。

②無理なく「続けることができる」交流

一度に多くを望むのではなく、中・長期的な展望をもって、無理なく、できることから始めていけるよう進めていきます。

③お互いの「顔が見える」交流

コミュニケーションを深めるためには、実際にふれあう場面を設定し、子供たち同士が、「また会いたい」と思えるような交流活動ができるよう取り組みます。

④将来への「希望がもてる」交流

将来の「共生地域」への希望がもてるよう、充実した交流活動を計画していきます。

コラム（副籍、地域との交流）

本市の

作成中

第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

修正中

達成評価の指標について

- 『A』…達成済み又は計画期間に予定通り達成予定
- 『B』…進捗に遅れはあるが、計画期間内には、概ね目標を達成する見込み
- 『C』…進捗が遅れており、計画期間内に目標まで達しない見込み
- 『D』…進捗が大幅に遅れている、又は未着手

方向性Ⅰ【冊子●～●ページ】

個々の特性に応じた一貫性のある支援を推進するため、校内支援力の向上を進めます。

① 校内委員会の活用

| 取組項目 | | | | |
|------------------------------------|-------|--|---|----|
| 校内委員会を活用した、組織的な特別支援教育の実践方法に関する取り組み | | | | |
| 取組内容 | 取組年度 | 学校の取組 | 教育委員会の取組 | 評価 |
| 検証と見直し | 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育に関わる情報収集・発信、関係機関との更なる連携の充実、校内委員会を中心とした教職員の専門性の向上に資する取り組みを進められると良い。 ○校内委員会の構成メンバーを工夫し、様々な | <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育コーディネーターの資質の向上のための研修（担任へのコーディネートの方法、面談の方法）を実施する。 ○特別支援教室担当教員連絡会における、校内委員会の開催方法等に関する情報共有の機会の設定 | |

資料編

| | | | |
|-----------------|----------------|---|---|
| | | 立場からの意見を基に、児童の支援等について考えていく。 | |
| | | <p>【令和3～5年度の取り組みより】</p> <p>校内委員会の活用方法の各校の取組について情報収集を行い、特別支援教育コーディネーター研修では、校内委員会の演習や他校との情報交換を行った。また特別支援教育コーディネーターが、児童の実態把握、保護者との連携を適切にとり、特別な支援が必要な児童への支援を進めてきた。今後は特別支援教育に関わる情報収集・発信、関係機関との更なる連携の充実、校内委員会を中心とした教職員の専門性の向上に資する取り組みを進められると良い。</p> | B |
| 今後の取り組み | | | |
| 取り組みの継続・改善事項の実践 | 令和6年度 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育コーディネーター研修における、コーディネーター同士の情報交換の機会を設定する。 ○特別支援教育コーディネーターの役割や実務に関する研修を継続する。 ○校内委員会の構成メンバーを工夫し、様々な立場からの意見を基に、児童の支援を行う。 | |